

# 平成29年度 恩納村ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業

ひとり親家庭における認可外保育施設※の利用料の負担を軽減することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。

※対象施設:児童福祉法第59条の2第1項に基づく届け出を行っている認可外保育施設。

## 【対象者】

恩納村に住民登録を有し、次の3つの要件すべてに該当するひとり親家庭の母又は父であって、村長から本事業を利用する資格を有する旨の認定を受けた者。

- ①児童扶養手当法第4条に定める児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者(同法の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者を除く。)であること、又は恩納村母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者であること。
- ②恩納村に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者
- ③恩納村に保育所の利用申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

## 【補助額】

子どもが利用する認可外保育施設が定める利用料から、子ども・子育て支援法に基づき村が定める利用者負担額を控除した額(上限26,000円)

$$\text{認可外利用料} - \text{利用者負担額} \geq \text{補助支給額(上限26,000円)}$$

※減免は申請のあった翌月より開始いたします。

※本事業における補助は保護者への直接給付ではありません。利用施設に対し補助を行い、施設利用料を減免するものです。

## 補助の認定を受けるには・・・

恩納村役場 福祉健康課で申請をしてください。申請後に利用資格認定書を交付します。

### 《 必要なもの 》

- ①児童扶養手当受給者証の写し又は恩納村母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ②支給認定証(恩納村発行)
- ③恩納村ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用証明証(認可外保育施設発行)
- ④印鑑(朱肉を使うもの。認め印可)

## 【変更及び喪失の届出】

- ①恩納村外に転出する場合は、必ず福祉健康課へ届けてください。
- ②上記の【対象者】の要件に該当しなくなったときは、速やかに福祉健康課に届け出てください。

お問い合わせ:福祉健康課 母子保健係 ☎966-1207